

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和 6 年 10 月 18 日

羽曳野市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）第 7 条第 5 項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第 6 項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体	備考
1 号 事 業	2 号 事 業	3 号 事 業	4 号 事 業	地 域	重 点 地 域 と の 重 複 の 有 無			
○				狭山池地域 （羽曳野市）	無	令和 6 年度～ 令和 10 年度	狭山池農空間 保全協議会	令和 6 年 6 月 24 日 計画認定
		○		駒ヶ谷地域	無	令和 6 年度～ 令和 10 年度	南河内環境保 全農業推進協 議会	令和 6 年 7 月 16 日 計画認定